

データ資料7 自動車排出ガス目標値

自動車の種別	排出ガス許容限度目標値（平均値）			
	窒素酸化物	非メタン 炭化水素	一酸化炭素	粒子状物質
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（二輪自動車を除く。）	<u>0.08g/km</u>	0.024g/km	0.63g/km	<u>0.005g/km</u>
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。）				
車両総重量が1,700kg以下のもの	<u>0.08g/km</u>	0.024g/km	0.63g/km	<u>0.005g/km</u>
車両総重量が1,700kgを超え3,500kg以下のもの	<u>0.15g/km</u>	0.024g/km	0.63g/km	<u>0.007g/km</u>
車両総重量が3,500kgを超えるもの	<u>0.7g/kWh</u> (次期目標値) <u>0.7g/kWhの 3分の1程度</u> (挑戦目標値)	0.17g/kWh	2.22g/kWh	<u>0.01g/kWh</u>

下線が、ディーゼル新長期目標値から数値に変更のあった排出ガス許容限度目標値

排出ガス許容限度目標値は、車両総重量が3,500kg以下のものについては、平成20年（2008年）からは、新たな試験モードによって冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とを足して算出される値に対し、平成23年（2011年）からは、新たな試験モードによって冷機状態で測定した値に0.25を乗じた値と新たな試験モードによって暖機状態で測定した値に0.75を乗じた値とを足して算出される値に対し適用される。

挑戦目標値については、平成20年（2008年）頃に検証を行ったうえで、必要に応じて、目標値及び達成時期を最終決定する。

自動車の種別	排出ガス許容限度目標値（平均値）			
	窒素酸化物	非メタン炭化水素	一酸化炭素	粒子状物質（注）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（二輪自動車を除く。）	0.05g/km	0.05g/km	1.15g/km	<u>0.005g/km</u>
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二サイクルの原動機を有するもの及び二輪自動車を除く。）	0.05g/km	0.05g/km	4.02g/km	<u>0.005g/km</u>
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。）				
車両総重量が1,700kg以下のもの	0.05g/km	0.05g/km	1.15g/km	<u>0.005g/km</u>
車両総重量が1,700kgを超え3,500kg以下のもの	0.07g/km	0.05g/km	2.55g/km	<u>0.007g/km</u>
車両総重量が3,500kgを超えるもの	0.7g/kWh	0.23g/kWh	16.0g/kWh	<u>0.01g/kWh</u>

下線が、ガソリン・LPG 新長期目標値から数値に変更のあった排出ガス許容限度目標値

排出ガス許容限度目標値は、車両総重量が3,500kg以下のものについては、平成20年（2008年）からは、新たな試験モードによって冷機状態で測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値とを足して算出される値に対し、平成23年（2011年）からは、新たな試験モードによって冷機状態で測定した値に0.25を乗じた値と新たな試験モードによって暖機状態で測定した値に0.75を乗じた値とを足して算出される値に対し適用される。

（注）粒子状物質に関する排出ガス許容限度目標値は、吸蔵型NOx還元触媒を装着したリーンバーン直噴車に対してのみ適用される。